

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県部設置条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 広報部が廃止されることに伴い、総務委員会の所管から削除すること。
- (2) 農水商工委員会の名称を農林水産商工委員会に改めること。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。